

1. 法学部

| | | |
|-----|-----------------|--------|
| I | 法学部の教育目的と特徴 | 1 - 2 |
| II | 「教育の水準」の分析・判定 | 1 - 5 |
| | 分析項目 I 教育活動の状況 | 1 - 5 |
| | 分析項目 II 教育成果の状況 | 1 - 17 |
| III | 「質の向上度」の分析 | 1 - 21 |

I 法学部の教育目的と特徴

1 法学部は、東京大学の中で最も長い歴史を持つ学部の一つであり、その教育目的は、法学部規則（資料1-1）にあるとおり、「学生に対して法学・政治学の幅広い教育を行うことを通じて、司法・行政・政治・経済・言論報道・学問研究など社会の諸分野に優れた人材を送り出すこと」である。これは、東京大学の教育面での第2期中期目標である「幅広い教養や総合的判断力等の資質・能力の涵養を図るとともに、専門分野の基礎と社会性を身に付けた人材を育成する」という目標の一翼を担うものである。

2 本学部は、法学部進学者の基礎学力を向上させ、他学部進学者の法・政治に関する基礎教養を涵養するため、前期課程教育に積極的に協力するとともに、後期課程教育においては、高い創造性と国際性を有し、グローバルにも活躍できる社会のリーダーを養成するために、基礎的な科目から応用的・先端的な科目に至るまで、バランスのとれた体系的な教育を行っている。

本学部においては、こうした観点から、法学と政治学を一体のものとして学生への教育を実施すべく、「学科」編成ではなく、3つの「類」という編成をとってきている（資料1-1）。なお、上記の学部教育目的の遂行を一層充実・強化する観点から、外国語とくに英語による授業を増やし、また、学生の履修科目選択の自由を大幅に認めて幅広い学修を促すことを中心とする「類」の区分及び必修科目等の見直しを行い、2017年度進学者から新制度を適用することとしている（以下、「新カリキュラム」と呼ぶ）資料1-2）。

（資料1-1：東京大学法学部規則（抜粋））

（教育研究上の目的）

第1条の2 本学部は、法学と政治学を中核とした教育研究を通じて、幅広い視野をそなえ、法的思考と政治学的識見の基礎を身につけた人材を養成することを目的とする。

（課程）

第2条 本学部に、次の3課程（類）を置く。

- (1) 第1類（私法コース）
- (2) 第2類（公法コース）
- (3) 第3類（政治コース）

（学生の類の所属）

第3条 学生は何れかの類に属する。学生の類の所属は、本人の志望による。

2 本学部に進学又は入学しようとする者は、所定の様式により、志望する類をあらかじめ届出なければならない。

3 本学部に在学する学生は、学部の指定する期間内に転類願を提出し、教授会の議を経て、次の学年の初めに他の類に転ずることができる。

（資料1-2：法学部のカリキュラム及びコース制の改革について）

法学部のカリキュラム及びコース制の改革について

2014年12月1日 法学部

法学部では、現在東京大学全体で進められている総合的な教育改革と並行する形で、カリキュラム及びコース制の見直しを検討してきましたが、このほどその内容がほぼ決まりましたので、概要をお知らせします。

1. 今回のカリキュラムの改革の目的は、学生の皆さんに官庁やビジネスの世界等、いかなる仕事においても将来直面せざるを得ないであろう国際的な諸課題に取り組む力を身につけてもらうとともに、皆さん自身がより一層主体的に学修に取り組むことができるようにすることにあります。これまでも法学部では、外国語、とくに英語による授

業を増やし、また必修科目・選択必修科目を減らして学生の皆さんの幅広い学修を促す等の見直しを行ってきていますが、今回のカリキュラム改革は、その延長線上に位置づけられるものです。また、コース制の改革は、学生の皆さんの卒業後の進路が多様化していることや、職業をめぐる環境が近年大きく変化していることに対応することを狙いとしています。今日、法学部卒業後に就く職種の間での流動性が高まっているのみならず、例えば取引法に関わる者も政治や経済に通じていることが要求されますし、公務員も国際ビジネス法等の知識を必要とするようになってきました。従来の「私法コース」、「公法コース」というコース区分には、こうした現代社会の要請に必ずしも十分に対応できなくなっている面があると考えられます。

2. 以上のような考え方に立って、このたびカリキュラムを大幅に見直すとともに、現在の第1類と第2類とを改編することとしました。

まず、現在の第2類を、実定法科目（必修24単位、選択必修12単位以上）に重点を置きながらも、選択必修科目として基礎法学系科目・政治系科目・経済系科目（それぞれ4単位以上）をバランスよく学修することを可能とすることで、法的思考の基礎を広く身につけるようにした上で、これまでと比べて履修科目選択の自由を大幅に認めた新第1類へと改めます。このコースは、特定の固定した進路に重点を置くことはせず、学生の皆さんに、十分な基礎学力を備えた上で、将来の経済社会の変化や職業変更の可能性をも見据えながら、ビジネス法務、公務、マネジメント、研究職等、多様な進路選択に応じて自主的に、そして法学を広い総合的な視野の中で学修してもらうことを目的としています。そこで、この新第1類は「法学総合コース」という名称とします。またこの「法学総合コース」では、学生の皆さんに、履修科目選択のためのガイドラインとして、国際的ビジネスやマネジメントを目指す人のための「国際取引法務プログラム」及び公務員を目指す人のための「公共法務プログラム」の二つのプログラムを設定して、指定された科目をすべて履修した人には、学位記とは別に修了証を授与します。

つぎに、現在の第1類は、これまでの私法コースと目的を共有しながらも、法曹や、企業等における高度な法律専門職を目指すという具体的な進路を想定した特別コースとしての新第2類へと改変します。その名称は、こうしたコースの目的に即して「法律プロフェッション・コース」としました。この新第2類が念頭に置いているのは、法的思考の基礎を身につけた上で、特に法科大学院に法学既修者として進学する学生の皆さんです。そこで、法科大学院において法学既修者が履修を求められる科目を必修科目（46単位）として維持することとしています。この点では新第2類の必修科目は現在の第1類と共通性があります。しかし、新第1類と同じ考え方に立って、選択必修科目（4単位以上）を、これまでの少数の外国法科目から基礎法学科目全体に拡大して、学生の皆さんがよりバランスの取れた学修ができるようにすることを目指します。

最後に、第3類は、政治学の学修を中心とするという基本性格に変更を加えませんが、新第1類と同じように、必修科目を削減する一方で、選択必修科目を増やすことで、学生の皆さんがより自由に履修科目の選択ができるようにするとともに、バランスのとれた学修ができるようにすることを目指します、またリサーチペーパーを必修として、自主的な研究能力の向上を図ります。

3. なお、この新しいカリキュラム及びコース制は2017年度に法学部へ進学する学生の皆さんから順次適用されます。現在法学部に在学中の学生及び2015年度・2016年度に法学部へ進学する学生の皆さんには、これまでのカリキュラム及びコース制が適用され、法学部を卒業するための要件が在学中に変更されることはありません。ただし、これまでのカリキュラム及びコース制の適用を受ける学生の皆さんが、新カリキュラムの下で開講学期（セメスター）が変わる科目（たとえば憲法は前期課程2年在学時に6単位科目として開講し、本郷キャンパスでは開講しません）の単位を本来の配当学年に取得できなかった場合については経過措置を設けることとなりますが、その詳細については、現在検討中です。

法学部では、今回のカリキュラム及びコース制の改革を着実に実施し、その定着を目指していきます。また、今後も、法学教育を取り巻く状況の変化を注視し、必要に応じて、適切なカリキュラム等のあり方を検討していく考えです。

3 本学部は学生が自発的に学問関心と将来設計を形成することを重視している。このため、「類」制度を採用して学生の履修科目選択の自由を認めることに加えて、演習（ゼミ）は半期ごとに学生が自己の関心に基づき自由に選択する方式を採っている。独立独歩の精神は、長年にわたり法学部が誇りとしてきた伝統である。

[想定する関係者とその期待]

法学・政治学を学ぶ学生は、関係者として、卒業後にその素養を社会に役立てることができるよう、高度な法学・政治学の素養を身につけることを期待している。また、法学部卒業生を受け入れる法曹界・官公庁・民間企業等は、関係者として、本学部の卒業生が、基礎的な科目から応用的・先端的な科目に至るまで、バランスのとれた体系的な教育を受け、高い創造性と国際性を有し、実務が投げかける現代的な諸問題に柔軟に対処できるような指導的人材となることを期待している。

II 「教育の水準」の分析・判定

分析項目 I 教育活動の状況

観点 教育実施体制

(観点に係る状況)

1) 基本的組織の編成

本学部では、法学と政治学を一体とした共通の専門教育を基礎としつつ、多様な専門科目の系統的な学習を導くために、学科ではなく、第1類(私法)、第2類(公法)、第3類(政治)の3つのコースを設け、学生が各自の知的関心と将来の志望に応じて自由にコースを選択できるように編成している(2017年度進学者から新しい「類」制度が適用される)。各コースに定員枠は設けておらず、学生の志望の変更や学問的関心の変化を理由とする途中での転類も可能としている。

入学定員は、400名であるが、法学部全体及び各類の現員は、資料1-3のとおりである。3年生及び4年生全体で教員1人当たりの学生数は2009年の12.3人に対して2015年には10.8人名となっており演習の必修化などを通じてきめ細かい少人数教育の充実を行っている。

本学部の教員組織は、大学院法学政治学研究科の2専攻及び公共政策大学院の専任教員の兼担により構成されており、現在の学部兼任教員の所属は、資料1-4のとおりである。また、各教員の専門分野及び専攻は、資料1-5のとおりであるが、基礎的な科目から応用的・先端的な科目に至るまで、法学・政治学のすべての分野にわたって各分野を代表する最高水準の研究者教員をバランスよく配置している。

(資料1-3: 法学部の全体及び類別現員数)

(2015年10月現在)

| | 3年生 | 4年生 | 留年生 |
|-----|----------|----------|----------|
| 第1類 | 163 (33) | 134 (29) | 38 (7) |
| 第2類 | 218 (45) | 213 (43) | 59 (11) |
| 第3類 | 31 (2) | 60 (8) | 24 (3) |
| 計 | 412 (80) | 407 (80) | 121 (21) |

()内は女子を示し内数

(資料1-4: 法学部兼任教員数)

(2015年7月現在)

| 所 属 | 教 授 | 准教授 | 講 師 |
|-------------------------|-----|-----|-----|
| 法学政治学研究科法曹養成専攻 | 37 | 5 | 2 |
| 法学政治学研究科総合法政専攻 | 33 | 5 | 0 |
| 法学政治学研究科ビジネスロー・比較法政センター | 3 | 0 | 0 |
| 公共政策学連携研究部 | 2 | 0 | 0 |
| 計 | 75 | 10 | 2 |

(資料1-5: 法学部教員一覧(2015年度))

| 分野 | 職名 | 氏名 | 専攻 | 分野 | 職名 | 氏名 | 専攻 |
|-----|----|-------|-------|------|----|---------|-------|
| 実定法 | 教授 | 石黒 一憲 | 国際私法 | 基礎法学 | 教授 | 樋口 範雄 | 英米法 |
| | 教授 | 日比野 勤 | 国法学 | | 教授 | 木庭 顕 | ローマ法 |
| | 教授 | 中田 裕康 | 民法 | | 教授 | フットダニエル | 法社会学 |
| | 教授 | 河上 正二 | 民法 | | 教授 | 西川 洋一 | 西洋法制史 |
| | 教授 | 川人 貞史 | 政治過程論 | | 教授 | 海老原 明夫 | ドイツ法 |

東京大学法学部 分析項目 I

| | | | | | |
|-----|--------|---------|---------------|--------|-----------|
| 教授 | 神田 秀樹 | 金融法 | 教授 | 井上 達夫 | 法哲学 |
| 教授 | 岩澤 雄司 | 国際法 | 教授 | 柿嶋 美子 | 英米法 |
| 教授 | 宇賀 克也 | 行政法 | 教授 | 太田 勝造 | 現代法過程論 |
| 教授 | 中里 実 | 租税法 | 教授 | 伊藤 洋一 | ヨーロッパ共同体法 |
| 教授 | 岩村 正彦 | 社会保障法 | 教授 | 浅香 吉幹 | 英米法 |
| 教授 | 高田 裕成 | 民事訴訟法 | 教授 | 新田 一郎 | 日本法制史 |
| 教授 | 交告 尚史 | 行政法 | 教授 | 両角 吉晃 | イスラーム法 |
| 教授 | 佐伯 仁志 | 経済刑法 | 教授 | 松原 健太郎 | 東洋法制史 |
| 教授 | 大村 敦志 | 民法 | 准教授 | 和仁 陽 | 日本近代法史 |
| 教授 | 大淵 哲也 | 知的財産法 | 准教授 | 源河 達史 | 中世教会法史 |
| 教授 | 道垣内 弘人 | 民法 | 政治学 | | |
| 教授 | 山川 隆一 | 労働法 | 教授 | 藤原 帰一 | 国際政治学 |
| 教授 | 中谷 和弘 | 国際法 | 教授 | 久保 文明 | アメリカ政治外交史 |
| 教授 | 森田修 | 民法 | 教授 | 大串 和雄 | 比較政治 |
| 教授 | 荒木 尚志 | 労働法 | 教授 | 高原 明生 | 現代東アジア政治 |
| 教授 | 森田 宏樹 | 民法 | 教授 | 飯田 敬輔 | 国際政治学 |
| 教授 | 石川 健治 | 憲法 | 教授 | 加藤 淳子 | 政治原論 |
| 教授 | 齋藤 誠 | 地方自治法 | 教授 | 松里 公孝 | 旧社会主義圏の政治 |
| 教授 | 松下 淳一 | 裁判法 | 教授 | 川出 良枝 | 政治学史 |
| 教授 | 神作 裕之 | 商法 | 教授 | 苅部 直 | アジア政治思想史 |
| 教授 | 増井 良啓 | 租税法 | 教授 | 金井 利之 | 都市行政学 |
| 教授 | 白石 忠志 | 産業法 | 教授 | 中山 洋平 | 比較政治 |
| 教授 | 大澤 裕 | 刑事手続法 | 教授 | 谷口 将紀 | 現代日本政治論 |
| 教授 | 沖野 眞己 | 民法 | 教授 | 平野 聡 | アジア政治外交史 |
| 教授 | 藤田 友敬 | 商法 | 教授 | 五百籟頭 薫 | 日本政治外交史 |
| 教授 | 山本 隆司 | 行政法 | 公共・ビジネスロー比較法政 | | |
| 教授 | 古田 啓昌 | 民事法 | 准教授 | 前田 健太郎 | 行政学 |
| 教授 | 川出 敏裕 | 刑事法 | 教授 | 唐津 恵一 | 企業法 |
| 教授 | 畑 瑞穂 | 民事訴訟法 | 教授 | 平野 温郎 | アジア・ビジネス法 |
| 教授 | 太田 洋 | 会社法・租税法 | 教授 | 田邊 國昭 | 政策学 |
| 教授 | 橋爪 隆 | 刑法 | 教授 | 城山 英明 | 行政学 |
| 教授 | 太田 匡彦 | 行政法 | 教授 | 森 肇志 | 国際法 |
| 教授 | 東山 太郎 | 刑事法学 | | | |
| 教授 | 寺谷 広司 | 国際法 | | | |
| 教授 | 垣内 秀介 | 民事訴訟法 | | | |
| 教授 | 菱田 雄郷 | 民事訴訟法 | | | |
| 教授 | 穴戸 常寿 | 憲法 | | | |
| 准教授 | 原田 央 | 国際私法 | | | |
| 准教授 | 米村 滋人 | 民法 | | | |
| 准教授 | 加藤 貴仁 | 商法 | | | |
| 准教授 | 樋口 亮介 | 刑事法 | | | |
| 准教授 | 加毛 明 | 民法 | | | |
| 准教授 | 後藤 元 | 商法 | | | |
| 准教授 | 成瀬 剛 | 民事訴訟法 | | | |
| 講師 | 江藤 祥平 | 憲法 | | | |
| 講師 | 松田 浩道 | 国際法 | | | |

2) 教育内容・方法の改善に取り組む体制

本学部では、学生による授業アンケートの質問項目の共通様式を定めて教員各自の利用に供しており、アンケート実施を希望する教員によって利用されている。その集計・分析結果は、学期ごとに教授会において報告され、授業改善へのフィードバックが行われている（後掲資料1-25、P 1-18）。

また、第1期中期目標期間から引き続いて、前期課程の教育の充実化を図るために設置された「法Ⅰ・法Ⅱ検討班」が年度ごとに授業内容を見直し、次年度の担当者に対する情報提供や改善提案等を行っているほか、上記の教育目的の達成を一層強化するために、2012年度に学部教育の充実強化の観点から学部教育ワーキング・グループを設置し、様々な改革案を検討した結果、上述したように、2017年度から新カリキュラムが導入されることとなった。2014年度には新たな教育方法の開発の情報交換会を実施し、基礎的な文献の講読のしかたから現代的課題を抱えた現場への学生の参加など、法学・政治学の双方の分野で多様な取組がされている実態が明らかにされ、その一層の推進に向けた意見交換がされた。

FDについては、教育向けの講習会を開催し、ハラスメントの防止や発達障害のある学生・不登校学生への理解と対応を徹底している。（資料1-6）

（資料1-6：FDの実施）

| 開催年度 | 開催月日 | タイトル |
|------|-------|--------------------|
| 2010 | 1月13日 | ハラスメント防止のための講習会 |
| 2011 | 2月16日 | ハラスメント防止のための講習会 |
| 2012 | 2月21日 | ハラスメント防止のための講習会 |
| 2013 | 2月20日 | ハラスメント防止のための講習会 |
| 2014 | 2月19日 | 発達障害のある学生を理解して支援する |
| 2015 | 2月18日 | 不登校学生の理解と対応 |

（水準） 期待される水準を上回る。

（判断理由） 学生の主体性と自主性を重視した「類」制度と学生数が多い中での演習による少人数教育、そして、法学・政治学のすべての専門分野における最高水準の研究者教員の配置により、基礎的な科目から応用的・先端的な科目に至るまで、バランスのとれた体系的な教育を行い、卒業後に、法学・政治学の素養を身につけ、高い創造性と国際性を有し、法学・政治学分野で生じる現代的な諸問題に対処できるような指導的人材を育成している。また、2014年度から新たに始めた教員間での新たな教育方法を開発するための意見交換や教育面での講習会等を通じて、組織として各教員による教育の不断の改善を図っており、第2期中期目標期間では2017年度からの新カリキュラムの導入を決定した。また、学生による授業評価も定着し、授業の改善に貢献している。

観点 教育内容・方法

（観点到係る状況）

1) 教育課程の編成

本学部では、資料1-7のとおり学位授与方針を定め、これを実施するため、資料1-8の教育課程の編成・実施方針により教育課程を体系的に編成・実施している。

（資料1-7：東京大学法学部学位授与方針）

東京大学法学部 学位授与方針

東京大学法学部は、学部の教育研究上の目的に定める人材を養成するため、次に掲げる目標を達成した学生に学士（法学）の学位を授与します。

- 深い教養と広い視野を持ち、法的思考と政治学的識見の基礎を身につけていること。
- 法学・政治学について体系的な知識を身につけていること。
- 法学・政治学の領域に関し、自ら問題を発見し、それを言語的に表現し、さらに論理性と説得力をもった議論を通じてその解決に寄与することができること。

(資料1-8：東京大学法学部教育課程の編成・実施方針)

東京大学法学部 教育課程の編成・実施方針

東京大学法学部は、学部の学位授与方針で示した目標を学生が達成できるよう、以下の方針に基づき教育課程を体系的に編成・実施します。

- 法学・政治学に関する基礎的な科目から応用的な科目に至るすべての授業科目について、常に先端的研究を反映した最高水準の授業を提供する。
- 学生が、前期課程における学修の基盤の上に有機的に構築された履修計画を立てることができるよう、各授業科目間の相互関連に配慮しつつ体系的に授業科目を配置する。
- 外国語を用いた授業又は外国語の教材を使用する授業を充実させるとともに、学生の国際的流動性を高める等、教育の国際化を進める。
- 学生の自主的な学修を促し、その成果を発表し、議論する能力を高めるため、多様な演習を展開する。
- 透明で厳格な成績評価を行うとともに、学生の意見をも参照しつつ、不断に教育の内容や方法を検証し、教育の質の向上を図る。

教養学部前期課程の学生に対する教育においても、本学部の教員は一定の役割を果たしており、教養科目として法学の入門的な講義や前期課程の全科類対象に開講される少人数制のゼミナール形式の授業である全学自由研究ゼミナールのほか、1年次前半に開講される少人数制の基礎科目である初年次ゼミナール・1年次後半以降に開講される「基礎科目」での学びをさらに主体的に展開させるための習熟度別授業である社会科学ゼミナールの枠組みを用いて様々な少人数教育を提供している。また、一部の基本的専門科目を2年生に担当し（別添資料1-1）、専門課程への円滑な導入を図っている。

法学部の専門教育課程には、現在は、第1類私法コース、第2類公法コース、第3類政治コースの3つの類が設定されているが、類は定員等の制限なく学生が任意に選択でき、在籍中に所定の願出手続によって他類に転じることもできる。

授業科目は学年進行に沿って計画的に配置している。学年配当は必ずしも厳格なものではなく、順序を違えて他学年の配当科目を履修することも可能である。法学・政治学を学ぶ上での最も基幹的な科目である憲法（第1部・第2部）・民法（第1～第3部）・政治学を全科類共通の必修科目として2、3年生に配置しているほか、類ごとに必修科目・選択必修科目・選択科目を指定している（別添資料1-1）。これを学期ごと類ごとに整理して示すと資料1-9のようになる。

(資料1-9：各学期に配当された必修科目)

- | | |
|-----|-----------------------------------|
| 3学期 | (第2学年Sセメスター) |
| | (全科共通) 憲法第1部、民法第1部、政治学 |
| | (第1類) 刑法第1部 |
| | (第2類) 刑法第1部 |
| 4学期 | (第2学年Aセメスター) |
| | (全科共通) 憲法第1部、民法第1部 |
| | (第1類) 刑法第1部 |
| | (第2類) 刑法第1部、国際法第1部、A国際政治、A経済学基礎 |
| | (第3類) ヨーロッパ政治史、国際政治、B経済学基礎 |
| 5学期 | (第3学年Sセメスター) |
| | (全科共通) 憲法第2部、民法第2部 |
| | (第1類) 商法第1部、行政法第1部、民法基礎演習 |
| | (第2類) 行政法第1部、民法基礎演習、A国際法第2部、A日本政治 |
| | (第3類) 日本政治外交史、日本政治 |
| 6学期 | (第3学年Aセメスター) |
| | (全科共通) 民法第3部 |

| |
|------------------------------|
| (第1類) 民事訴訟法第1部、刑事訴訟法、行政法第2部 |
| (第2類) 行政法第2部、A行政学 |
| (第3類) 現代政治理論、行政学 |
| 7学期 (第4学年S Semester) |
| (第1類) C英米法、Cフランス法、Cドイツ法 |
| (第2類) C英米法、Cフランス法、Cドイツ法、A財政学 |
| (第3類) B財政学、B金融論 |

(ABCはそれぞれのうち一科目を選択。これらの他に各類とも演習2単位が必須。)

学生は、学習の進行につれて類ごとの独自性が高まるとともに選択の自由度が高まり、豊富な選択科目と併せてそれぞれの関心に沿った展開的科目を履修することになる。こうした科目配置が、中途での転類を容易なものにしており、実際に毎年50人前後の学生が進路変更や学問的関心の変化を理由として転類の制度を利用している(資料1-10)。

(資料1-10: 転類者数)

| 転類先 | 2011.4 | 2012.4 | 2013.4 | 2014.4 | 2015.4 | 2016.4 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 第1類 | 3 | 2 | 7 | 6 | 8 | 7 |
| 第2類 | 64 | 54 | 23 | 11 | 22 | 14 |
| 第3類 | 14 | 10 | 16 | 19 | 11 | 11 |
| 合計 | 81 | 66 | 46 | 36 | 41 | 32 |

これら必修科目(ないし選択必修科目)のほかに、学部教育段階における法学・政治学の humanities としての面を重視する観点から、法制史・比較法や政治学史・政治思想史など、歴史・思想系の科目が選択科目として多数設置されている。さらに、先端的なトピックや特化したテーマを取り上げる特別講義が年度ごとに設定される。第2期中期目標期間である2010年度以降に新規に開講し2015年度の時点で継続して開講している特別講義は13科目に及び(資料1-11)(2015年度の特別講義の総数は26科目であり、半数が2010年度以降に新しく開講したものである)、英語での講義のほか、国際ビジネス法やアジア・ビジネス法、国際紛争研究、高齢者法など幅広く国際的・先端的な分野での講義を提供している。

(資料1-11: 2010年度以降に新規に開講し2015年度まで継続して開講している特別講義)

| 初回開講年度 | 講義名 | 担当教員 |
|--------|---|----------------------|
| 2011 | 特別講義 国際紛争研究 | 藤原 帰一 |
| 2011 | 特別講義 現代日本外交 | 北岡 伸一 |
| 2012 | 特別講義 Human Security:Asian Perspectives | SHANI, Giorgiandrea |
| 2012 | 特別講義 Boom and Bust: the Political Economy of Development in East Asia | NOBLE GREGORY WILLIA |
| 2013 | 特別講義 Introduction to Japanese law in English | 樋口 範雄、佐藤 智晶 |
| 2013 | 特別講義 Japan in Today's World | 藤原 帰一 |
| 2014 | 特別講義 高齢者法 | 樋口 範雄 |
| 2015 | 特別講義 国際ビジネス法 | 唐津 恵一、平野 温郎 |
| 2015 | 特別講義 Elder Law in English by English | 樋口 範雄、David English |
| 2015 | 特別講義 Politics and Public Policy | 前田 健太郎 |
| 2015 | 特別講義 Japanese Government and Politics | 尾野 嘉邦 |
| 2015 | 特別講義 憲法解釈学の理論的基礎 | 日比野 勤 |
| 2015 | 特別講義 アジア・ビジネス法 | 平野 温郎 |

以上の講義科目は「共通科目」、「実定法系科目」、「基礎法学系科目」、「政治系科目」及び「経済系科目」に分類されており、学生ごとに取得単位数によって主領域・副領域を認定し、領域ごとの成績優秀者を表彰する制度を設けている（資料1-12、資料1-13）。

（資料1-12：法学部成績優秀者表彰規則（抜粋））

| | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|
| <p>（主領域表彰）</p> <p>第3条 主領域は、共通科目と実定法系科目を合わせて60単位以上取得した場合の共通科目と実定法系科目、あるいは共通科目と政治系科目を合わせて60単位以上取得した場合の共通科目と政治系科目とする。</p> <p>2 主領域において取得した単位数のうち、優上又は優の成績を得た単位数の割合が3分の2以上である場合、「主領域（実定法系）最優秀」、あるいは「主領域（政治系）最優秀」と認定する。</p> <p>3 主領域において取得した単位数のうち、優上又は優の成績を得た単位数の割合が2分の1以上である場合、「主領域（実定法系）優秀」、あるいは「主領域（政治系）優秀」と認定する。</p> <p>4 前2項において、可の成績を得た単位数は、優上又は優の成績を得た単位数から差し引いて計算する。</p> <p>5 第1項から第4項によると、共通科目と実定法系科目、共通科目と政治系科目のいずれもが主領域の表彰対象となり得るときは、学生本人がいずれかを主領域として選択するものとする。</p> <p>（副領域表彰）</p> <p>第4条 副領域の表彰は、主領域において表彰される学生について行う。</p> <p>2 副領域は、実定法系科目、基礎法学系科目、政治系科目、経済系科目のうち、主領域に属する科目以外のもので、かつ24単位以上を取得した科目のそれぞれとする。</p> <p>3 副領域において取得した単位数のうち、優上又は優の成績を得た単位数の割合が3分の2以上である場合、「副領域（実定法系）最優秀」、「副領域（基礎法学系）最優秀」、「副領域（政治系）最優秀」、もしくは「副領域（経済系）最優秀」と認定する。</p> <p>4 副領域において取得した単位数のうち、優上又は優の成績を得た単位数の割合が2分の1以上である場合、「副領域（実定法系）優秀」、「副領域（基礎法学系）優秀」、「副領域（政治系）優秀」、もしくは「副領域（経済系）優秀」と認定する。</p> <p>5 第3条第4項は、本条第3項および第4項について準用する。</p> <p>6 複数の副領域について、本条第3項および第4項によりそれぞれ表彰することもできる。</p> <p>（基礎法学系科目に関する特則）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>（卓越）</p> <p>第6条 主領域、副領域双方において「最優秀」と認定された者を、「卓越」と認定する。</p> | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|

（資料1-13：成績優秀者表彰者数）

| | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 |
|-----------|------|------|------|------|------|------|
| 主領域（実定法系） | 52 | 49 | 49 | 44 | 44 | 41 |
| 主領域（政治系） | 4 | 7 | 7 | 5 | 2 | 9 |
| うち卓越 | 9 | 11 | 10 | 15 | 10 | 21 |

また、他学部の開講科目は随意科目として、12単位を限度に、卒業に必要な選択科目の単位数への算入を認めている。他大学との単位互換の制度は設けていないものの、学生の多様な知的関心に十分に応えうる編成としている。

2) 学生や社会からの要請への対応

学生の主体性・自主性と高度な想像力を養うために、第2期中期目標期間においても、毎年70を超える数多くの演習を提供した(資料1-14)。

(資料1-14: 演習開講数の推移)

| | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 |
|-------------------------|------|------|------|------|------|------|
| 夏・通年 (2015からはSセメスター) | 43 | 46 | 39 | 44 | 38 | 48 |
| 冬 (2015からはAセメスター) | 34 | 37 | 38 | 36 | 37 | 41 |
| 計 | 77 | 83 | 77 | 80 | 75 | 89 |

さらに、グローバル化の潮流に適切に対応し、世界的な視野をもった高度な国際性を涵養するために、外国法・外国政治関連科目の充実を図っている(資料1-15)。

(資料1-15: 外国法・外国政治関連科目の開講数)

| | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 |
|--------|------|------|------|------|------|------|
| 外国法科目 | 15 | 14 | 14 | 13 | 11 | 17 |
| 外国政治科目 | 12 | 13 | 14 | 12 | 12 | 13 |

なお、新カリキュラムにおける新1類においては、これらの科目を選択必修化する予定である。また、2014年度から外国人特任教員による外国法の授業(外国語によるものを含む)も行っている(後述Ⅲ(1)参照)。このほか、近年増えつつある学生の海外留学をさらに促進するために、特別の追試験の実施や、単位の互換などの措置を講じている。

3) 授業形態の組合せと学習指導法の工夫

法律学の基礎を体系的に教育するとともに、個々の事例に即して自ら思考できる人材を育てることを目的として、法学部では大中小規模教室での講義と少人数の演習科目をバランスよく配置している。2015年度の場合、講義は92、演習は89開講されている。基本的に講義科目は当該分野の概説、演習は特定テーマについての集中的学習となっている。演習は、4年で卒業する学生の場合、専門課程90単位のうち8単位まで取得可能である。

演習は必修とされており、そこでは学生が報告するなど主体的な授業参加が求められている。また、基礎的な文献の講読から、例えば仏語・独語などの専門書を講読する演習など、大学院との合併で行われる高度なものまで存在する。現代的課題を抱えた現場への学生の参加を伴うものもある。演習の履修状況は資料1-16のとおりである。

そして、第2期中期目標期間においても、「民法基礎演習」を第1類及び第2類の学生の必修科目とし、民法教員と若手弁護士である7名の講師が作成した設例を用いて事例研究を行い、質疑応答・議論への学生参加を促す授業を実施している。規模的には講義と演習の中間的なものであり、特に受講学生数の多い大教室での講義を補完するだけでなく、独立した法的思考能力を涵養する目的を有する。資料1-17はそのシラバス例である。

(資料1-16: 演習の履修状況)

| | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 |
|--------|------|------|------|------|------|------|
| 演習開講数 | 77 | 83 | 77 | 80 | 75 | 89 |
| 履修者数合計 | 808 | 825 | 820 | 855 | 968 | 962 |

| | | | | | | |
|--------|------|------|------|------|------|------|
| 定員との比率 | 1.01 | 1.03 | 1.02 | 1.06 | 1.21 | 1.20 |
|--------|------|------|------|------|------|------|

(定員は3年生・4年生の合計で800人)

(資料1-17:「民法基礎演習」のシラバス(抜粋))

| |
|--|
| <p>【授業の目標・概要】 この科目の目的は、事実と法規範を架橋し、そこでの法的な思考の仕方、法的な問題解決能力などを身につけることにあります。1クラス50名程度で、担当教員と学生との双方向性のある授業が行われます。</p> <p>【授業計画】 下記の「目次」の順に、毎回1問(1事件)を取り上げます。演習参加者は、①その回に指定された判例がある場合にはそれを熟読し、②示された問題を検討したうえで、授業に臨んでください。その際、自分の検討メモなどを用意しておくことも有益です。また、③教科書(民法第1部および民法第2部で使用されたものだけでもかまいません)の該当部分も読んで、知識を確認してきてください。④多くの回において、「参考文献」が掲げられていますが、これはすべてを事前に読んでくる必要はありません。この中から担当教員が指定したものがあある場合に、それを読んできてください(第1回は、別に指示がないかぎり、「参考文献」は事前に読んでくる必要はありません)。なお、参考文献欄で、「民百選Ⅰ」・「民百選Ⅱ」とあるのは、『民法判例百選Ⅰ総則・物権[第6版]』(別冊ジュリスト195号)・『民法判例百選Ⅱ債権[第6版]』(別冊ジュリスト196号)のことです(なお最新版の民法判例百選ⅠⅡ[第7版]及びⅢ<別冊ジュリスト223号、224号、225号>が2015年1月に出ていますので、新たに購入される方はそれを利用してください)。以上のほか、担当教員が追加の資料や参考文献を指示することもあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 贋作絵画売買事件：錯誤 2 不動産取引と民法94条2項・110条の類推適用 3 公序良俗違反と不法原因給付 4 親権者による代理権の濫用 5 不動産取引における背信的悪意者からの転得者 6 取得時効と第三者 7 即時取得 8 マンション分譲事件：契約の成立段階と信義則 9 新築住宅の瑕疵に関する法的救済手段 10 未成年者と監督義務者の責任 11 隣人訴訟：契約の成否・有償契約と無償契約・不法行為 12 自由課題 <p>【授業の方法】 担当教員と学生との双方向性の授業が行われます。</p> |
|--|

第2期中期目標期間においても、「民法」「刑法」「商法」担当者など多くの教員が担当授業について自ら高度な教材を作成し、授業の充実を図るとともに、研究成果が教育にも反映されるようにしている。その例は資料1-18のとおりである。

(資料1-18:授業担当教員が作成した教材で2015年度に使用されている例)

| |
|---|
| <p>【民法第2部】 大村敦志『基本民法Ⅱ債権各論(第2版)』(有斐閣、2005)</p> <p>【商法第1部】 山下友信＝神田秀樹編『商法判例集(第6版)』(有斐閣、2014)</p> <p>【商法第2部】 江頭憲治郎＝岩原紳作＝神作裕之＝藤田友敬『会社法判例百選(第2版)』(有斐閣、2011)</p> <p>【刑法第2部】 今井猛嘉＝橋爪隆ほか『刑法各論(リーガルクエスト)(第2版)』(有斐閣、2013)</p> <p>【行政法第1部】</p> |
|---|

| |
|--|
| <p>大橋洋一・斎藤誠・山本隆司編『行政法判例集 I』(有斐閣)</p> <p>【日本政治】</p> <p>川人貞史『議院内閣制』(東京大学出版会、2015)</p> <p>川人貞史・吉野孝・平野浩・加藤淳子『新版 現代の政党と選挙』(有斐閣、2011)</p> <p>【英米法】</p> <p>樋口範雄『アメリカ憲法』(弘文堂、2011)</p> <p>樋口範雄『はじめてのアメリカ法(補訂版)』(有斐閣、2013)</p> <p>【知的財産法】</p> <p>大淵哲也ほか『知的財産法判例集(第2版)』(有斐閣、2015)</p> <p>【労働法】</p> <p>荒木尚志『労働法(第2版)』(有斐閣、2013)</p> <p>村中孝史・荒木尚志編『労働判例百選(第8版)』(有斐閣、2009)</p> <p>【租税法】</p> <p>中里実他編『租税法概説』(有斐閣)</p> <p>中里実『タックスシールド』(有斐閣)</p> <p>【経済法】</p> <p>白石忠志『独禁法講義(第7版)』(有斐閣、2014)</p> <p>【国際政治】</p> <p>藤原帰一『国際政治』(放送大学)</p> <p>【政治学史】</p> <p>川出良枝・山岡龍一『西洋政治思想史—視座と論点』(岩波書店、2012)。</p> <p>【アメリカ政治外交史】</p> <p>齋藤眞・久保文明編『アメリカ政治外交史教材-英文資料選:第2版』(東大出版会、2008)</p> <p>【法哲学】</p> <p>井上達夫『法という企て』(東京大学出版会、2003)</p> <p>【社会保障法】</p> <p>岩村・菊池・嵩・笠木編『目で見る社会保障法教材(第5版)』(有斐閣、2013)</p> <p>西村・岩村編『社会保障判例100選(第4版)』(有斐閣、2008)</p> <p>【特別講義 医事法】</p> <p>樋口範雄『医療と法を考える—救急車と正義』(有斐閣、2007)</p> <p>樋口範雄『続・医療と法を考える—終末期医療ガイドライン』(有斐閣、2008)</p> <p>【特別講義 現代中国の政治】</p> <p>高原明生・前田宏子『シリーズ中国近現代史5 開発主義の時代へ 1972-2014』(岩波書店、2014)</p> <p>【特別講義 国際政治経済論】</p> <p>飯田敬輔著『国際政治経済』(東京大学出版会、2007)</p> <p>【特別講義 都市行政学】</p> <p>磯崎初仁・伊藤正次・金井利之『三訂版 ホーンブック地方自治』(北樹出版、2014)</p> <p>【特別講義 金融法】</p> <p>神田秀樹・神作裕之・みずほフィナンシャルグループ『金融法講義』(岩波書店、2013)</p> <p>【特別講義 国際行政論】</p> <p>城山英明『国際行政論』有斐閣</p> |
|--|

多くの教員がウェブサイトを活用して、授業の予習・復習のための情報を細かく記載するなどして、学生に自主的な予習・復習を促がした。

学生による授業評価を多くの授業で実施した。専任教員担当講義における実施率は31.3% (2010-15年度の平均値)である。それによって、授業方法の改善を図ってきた。学生による評価は授業評価開始当初より一貫して高い水準を保っている(資料1-25、P 1-18)。

外国人留学生に対しては、留学生担当職員 2 名による助言体制のほか、チューター制度を確立していることに加えて、演習などの場で、教員が丁寧に対応している。

4) 主体的な学習を促す取組

前述したように、2004 年度進学者から、学生の勉学意欲を一層高めることを目的に、「法学部成績優秀者表彰規則」を定め、成績が優秀な学生を表彰している（資料 1-12、P 1-10）。表彰の対象となった学生にはそれを証する書面が交付され、国内外の大学院に入学を志望する際に、表彰を受けた事実を履歴書に記載することもできる。定量的な分析は困難であるが、これは学生の自主的・主体的な勉学を促進する効果をもったと考えられる。

そのほか、授業後に学生の質問を受け付けるための時間を確保している教員も多く、いわゆるオフィス・アワーを活用している教員も見られる。任意のレポートの執筆を奨励する教員もあり、これらも学生の自主的・主体的な勉学を促進する効果をもったと考えられる。

演習を必修化し、教員はより積極的に学生と関わる姿勢を強めた。同時に予習、研究報告及び討論など、学生による主体的な授業参加が重視されている。自治体行政調査の演習のように研究対象の行政機関を学生とともに訪ねる実地研修的授業も存在する。

演習室の学生への貸出については、例えば 2014 年度の場合、貸出件数は 530 件であった。特に 6 月、10 月には 100 件を超える貸出数となっている。通常グループ学習の場として使用され、主体的な学習を促す本学部の教育方針が学生に浸透している。

意欲と学力の高い学生に刺激を与えることだけでなく、学業や学生生活に悩みを抱える学生、あるいは進路選択に迷う学生に対する体制も整えている。助手と心理カウンセラーからなる学習相談室がその一つである。利用状況は資料 1-19 のとおりであり、多くの学生が利用している。相談内容は、「進路」と「学習」が多い。

(資料 1-19：学習相談室の来談者数等)

| | | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 |
|-------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 新規来談者 | | 67 | 66 | 71 | 63 | 51 | 58 |
| 来談者総数 | | 86 | 87 | 98 | 81 | 66 | 69 |
| 相談回数 | | 157 | 189 | 238 | 142 | 186 | 254 |
| 相談内容 | 進路 | 50% | 50% | 55% | 43% | 41% | 39% |
| | (うち法科大学院) | (15%) | (15%) | (15%) | (10%) | (14%) | (11%) |
| | 学習 | 35% | 36% | 31% | 41% | 41% | 40% |
| | 学生生活 | 15% | 14% | 14% | 16% | 17% | 21% |

また、毎年 4 月には法学部卒業生 3 名を講師に招いて「進路選択講演会」を開催し、5 月には大学院生 3 名を講師に招いて「学習セミナー」を実施している。これらも、学生が将来の進路選択を踏まえ、学習の内容あるいは方向を自ら決定できるように支援することを目的としており、多くの学生が参加している（資料 1-20）。

(資料 1-20：進路選択講演会・学習セミナー参加人数)

| | | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 |
|---------|-------|------|------|------|------|------|------|
| 進路選択講演会 | 4 月実施 | 約 30 | 約 90 | 約 90 | 約 55 | 約 40 | 約 40 |
| 学習セミナー | 5 月実施 | 約 20 | 約 30 | 約 55 | 約 25 | 約 30 | 約 60 |

さらに、2015 年度から学事暦が変更され、新学年開始前に長い休みが設けられるようになったことに伴い、この間に学生が自ら積極的に学習することを支援するために、リーディング・リストを提示し、学生の主体的な学習を促している（資料 1-21）。

(資料 1-21 : 法学部に進学する皆さんに読んでおいて欲しい文献)

| 科目 | タイトル | 備考 |
|-----------|---|--|
| 民法第2部、第3部 | ①平井宜雄『損害賠償法の理論』(有斐閣・1971年) ②平井宜雄「戦後日本における法解釈論の再検討」、「議論」の構造と「法律論」の性質、「戦後法解釈論の批判的考察」、「議論」と法律学像 『法律学基礎論の研究』(有斐閣・2010年)収録 | ①学界の広い支持を集め、昨今の民法改正作業の一つの理論的基礎になっただけでなく、その後の民法研究の方法論を規定した著作 ②「法的議論」の意義を明確にした点で重要 |
| 刑法第2部 | 刑法第1部の教科書(たとえば山口厚『刑法総論〔第2版〕』(有斐閣)など)を改めて読み直して、総論の復習をした上で、さらに、刑法第2部の授業で指定された教科書(たとえば山口厚『刑法各論〔第2版〕』(有斐閣)など)を読んでおくことが望ましい。 | |
| 商法第1部、第2部 | ①神田秀樹『会社法入門』(岩波新書、2006年) ②田中亘編著『数字でわかる会社法』(有斐閣、2013年) ③岩井克人『資本主義を語る』(ちくま学芸文庫、1996年) | ①会社法がどのような基本的な考え方に基づいてなぜ刷新されたのかについて、歴史的背景および世界的な会社法改正に関する動向を踏まえて、会社法のエッセンスについて簡潔に解説する。会社法の全体構造が明らかにされており、会社法(商法)の講義の導入として格好の一冊であると思われる。 ②会社法の目的は、会社をとりまく、株主・経営者・債権者等の利害関係を数値化し、あるいはファイナンス理論や統計学の基礎について簡潔に説明した上でそれを応用しながら、伝統的な解説とは異なる新しい観点から会社法のルールについて説明を行う。法律学と他の社会科学との交錯の一端が示されている。 ③著名な経済学者によるインタビューや対談をベースにまとめたものであるため、大変に読みやすい。資本主義、法人(会社)、貨幣等について、何が本質であるかを突き止めようという姿勢から考察がなされており、知的刺激に富む。とくに、「第3章 『法人』と日本資本主義」は、法律を学ぶものにとって大変有益である。 |
| 民事訴訟法第1部 | ①中野貞一郎『民事裁判入門〔第3版補訂版〕』(有斐閣、2012年) | |
| 日本法制史 | ①平松義郎『江戸の罪と罰』(平凡社) ②滋賀秀三『清代中国の法と裁判』(創文社) ③桜井英治『日本中世の経済構造』(岩波書店) | ①必ずしも狭い意味での日本法制史関係の文献を読んでおく必要はないが敢えて挙げるとすれば。 ②、③むしろ密接に関連する他分野のものを読んでおいてもらいたいという意味で。 |
| 社会保障法 | ①西村健一郎『社会保障法入門(第2 | ①入門書として。 |

| | | |
|-----------------------|--|---|
| | 版)』(有斐閣、2014年) ②菊池馨実『社会保障法』(有斐閣、2014年) ③岩村正彦「経済学と社会保障法」社会保障法研究1号(2011年) ④笠木映里「社会保障法と行政基準」社会保障法研究3号(2014年) ⑤嵩さやか「社会保障法と私法秩序」社会保障法研究3号(2014年) | ②体系書として。 ③～⑤ 論文として。 |
| 日本政治外交史 | ①岡義武『近代日本の政治家』岩波現代文庫、2001年 | |
| 日本政治思想史 | ①宇野重規『西洋政治思想史』(有斐閣アルマ) ②『岩波講座 政治哲学』全5巻から、自分で興味のある巻・論文を、なるべくたくさん読む | |
| 日本政治 | ①新版 現代の政党と選挙』有斐閣、川人・吉野・平野・加藤著、2011 ②『日本の国会制度と政党政治』東大出版会、川人著、2005 | テキストを前倒しにして読んでおくことで、テキストよりもアップデートされている講義内容をよりよく理解するうえで役立つ。 |
| 行政学 | ①ジェームズ・マーチ&ハーバート・サイモン『オーガニゼーションズ』(2013年、高橋伸夫訳) ②飯尾潤『日本の統治構造』(中公新書) | ①組織論の古典 ②日本の内閣制度及びその運用の理解に良い。 |
| 比較政治 II (発展途上国の政治) | ①中村正志編『東南アジアの比較政治学』アジア経済研究所、2012年。 ②加茂雄三他『ラテンアメリカ』第2版、国際情勢ベーシックシリーズ 9、自由国民社、2005年。 ③小田英郎他『アフリカ』第2版、国際情勢ベーシックシリーズ 4、自由国民社、1999年。 ④酒井啓子編『中東政治学』有斐閣、2012年。 ⑤堀本武功・三輪博樹編『現代南アジアの政治』放送大学教育振興会、2012年。 | どの地域でもよいので、自分が興味を持つ地域の政治の実態に関する本を読んでほしい。挙げたのは、授業で扱う地域についての例である。 |

(水準) 期待される水準を上回る。

(判断理由) 第2期中期目標期間においても、それ以前からの本学部の伝統である基礎から応用発展に至るバランスのとれた科目を多く設置し、第2期中期目標期間には新しく特別講義を数多く提供するなど、学生に多様な選択肢を用意し、法学政治学教育の基幹を堅持しつつも新しい状況の変化に対応した。

また、少人数教育を強化し、学生による自主的・主体的学習を強く促してきた。高い頻度の演習室の利用に見られるよう、この方針は学生にも浸透した。2017年度からの新カリキュラムでは新3類にリサーチペーパーが必修化されることが決定しており、更なる改善が図られている。さらに、外国法・外国政治に関する科目の充実(同新カリキュラムでは新1類で選択必修化される)、外国人特任教員による授業(外国語によるものを含む)など、高度な国際性を涵養する教育を進めている。

分析項目Ⅱ 教育成果の状況

観点 学業の成果

(観点に係る状況)

1) 学生が身につけた学力・資質・能力

第2期中期目標期間中の本学部の卒業生数は資料1-22のとおりである。

(資料1-22: 法学部卒業生)

| | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 |
|--------------|------|------|------|------|------|------|------|
| 卒業生数 | | | | | | | |
| 第1類 | 216 | 224 | 196 | 185 | 171 | 146 | 131 |
| 第2類 | 149 | 132 | 186 | 202 | 201 | 195 | 200 |
| 第3類 | 44 | 61 | 55 | 40 | 50 | 58 | 61 |
| 合計 | 409 | 417 | 437 | 427 | 422 | 399 | 392 |
| うち標準年限での卒業生数 | | | | | | | |
| 第1類 | 134 | 129 | 112 | 140 | 133 | 118 | 93 |
| 第2類 | 109 | 92 | 124 | 131 | 133 | 139 | 148 |
| 第3類 | 25 | 41 | 31 | 25 | 29 | 31 | 36 |
| 合計 | 268 | 262 | 267 | 296 | 295 | 288 | 277 |

(資料1-23: 留年届・卒業見込届提出者数)

| | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 |
|----------|------|------|------|------|------|------|------|
| 留年届提出者 | 175 | 167 | 112 | 87 | 83 | 76 | 59 |
| 卒業見込届提出者 | 423 | 426 | 424 | 407 | 402 | 402 | 357 |
| 未提出者 | 10 | 16 | 66 | 63 | 50 | 58 | 97 |
| 合計 | 268 | 262 | 267 | 296 | 295 | 288 | 277 |

他方、標準年限で卒業しない学生は減少傾向であるものの、なお少なくない。ただし、これら留年者のうちの半数以上は、卒業すると就職活動等において不利益を被ることをおそれて自主的に修学期間を延長した者であって、いわゆる不本意留年とは区別される(資料1-23)。自主的な留年者には、統計はないものの、法科大学院受験、司法試験予備試験ないし国家公務員試験受験のために法学部在学を選択した者が多いと推測される。

第2期中期目標期間における在学中の単位修得状況を見ると、3年の冬学期を終了した時点で、学生は平均して、卒業のために必要な単位数のほぼ3分の2を取得しており、カリキュラムに沿った計画的な単位取得が実現している。また3年次の学生の成績を優の占める比率でみると、厳格な成績評価のもとで、多くの学生が質的に見ても高い水準の成果をあげていることがわかる(資料1-24)。

(資料1-24: 3年次終了時での取得単位数別人数及び取得した単位の優比率別人数)

| 取得単位数 | 3年次進学年度 | | | | | | |
|---------------|---------|------|------|------|------|------|------|
| | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 |
| 80単位以上 | 42 | 35 | 34 | 27 | 52 | 87 | 67 |
| 70単位以上～80単位未満 | 128 | 119 | 108 | 113 | 108 | 142 | 125 |
| 60単位以上～70単位未満 | 132 | 121 | 131 | 131 | 117 | 83 | 78 |
| 50単位以上～60単位未満 | 51 | 68 | 73 | 71 | 66 | 37 | 62 |
| 40単位以上～50単位未満 | 25 | 27 | 29 | 25 | 25 | 20 | 35 |
| 40単位未満 | 39 | 48 | 40 | 41 | 38 | 34 | 43 |
| 合計 | 417 | 418 | 415 | 408 | 406 | 403 | 410 |

| 優の比率 | 3年次進学年度 | | | | | | |
|-------------|---------|------|------|------|------|------|------|
| | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 |
| 90%以上 | 1 | 7 | 2 | 5 | 5 | 5 | 1 |
| 80%以上～90%未満 | 6 | 13 | 12 | 17 | 11 | 11 | 9 |
| 70%以上～80%未満 | 15 | 19 | 12 | 20 | 12 | 27 | 18 |
| 60%以上～70%未満 | 31 | 20 | 25 | 19 | 17 | 21 | 25 |
| 50%以上～60%未満 | 44 | 29 | 39 | 38 | 41 | 22 | 35 |
| 40%以上～50%未満 | 51 | 32 | 49 | 31 | 44 | 32 | 39 |
| 30%以上～40%未満 | 51 | 52 | 58 | 68 | 72 | 58 | 48 |
| 20%以上～30%未満 | 85 | 81 | 78 | 85 | 69 | 74 | 77 |
| 10%以上～20%未満 | 76 | 88 | 80 | 84 | 86 | 88 | 77 |
| 10%未満 | 57 | 77 | 60 | 41 | 49 | 65 | 81 |
| 合計 | 417 | 418 | 415 | 408 | 406 | 403 | 410 |

2) 学業の成果に関する学生の評価

学生の授業アンケート調査を毎年実施しているが、学生は法学部の授業について高い評価をしており、学生は法学部の授業に満足していることが示されている（資料1-25）。

（資料1-25：授業アンケート集計結果（抜粋））

| 問：授業内容について理解し消化できた | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | 2009 | 2009 | 2010 | 2010 | 2011 | 2011 | 2012 | 2012 | 2013 | 2013 | 2014 | 2014 | 2015 | 2015 |
| | S | A | S | A | S | A | S | A | S | A | S | A | S | A |
| ア | 6.8 | 3.6 | 2.4 | 2.8 | 3.8 | 6.5 | 2.4 | 2.4 | 1.5 | 4.2 | 1.9 | 3.7 | 2.1 | 4.0 |
| イ | 13.0 | 11.4 | 9.0 | 10.4 | 10.2 | 12.3 | 8.6 | 8.3 | 8.0 | 11.4 | 7.9 | 12.1 | 7.4 | 10.5 |
| ウ | 31.6 | 25.2 | 31.8 | 26.9 | 27.6 | 28.4 | 28.2 | 28.9 | 29.2 | 24.9 | 23.2 | 30.0 | 21.8 | 26.2 |
| エ | 32.3 | 37.7 | 39.3 | 40.5 | 34.4 | 36.4 | 42.0 | 40.3 | 41.3 | 40.3 | 41.3 | 33.6 | 42.2 | 34.0 |
| オ | 16.3 | 22.1 | 17.5 | 19.4 | 24.0 | 16.4 | 18.8 | 20.1 | 20.1 | 19.1 | 25.6 | 20.6 | 26.5 | 25.3 |
| 問：授業は総合的にいって満足のいくものであった | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2009 | 2009 | 2010 | 2010 | 2011 | 2011 | 2012 | 2012 | 2013 | 2013 | 2014 | 2014 | 2015 | 2015 |
| | S | A | S | A | S | A | S | A | S | A | S | A | S | A |
| ア | 4.1 | 1.3 | 1.4 | 2.0 | 2.3 | 2.9 | 1.7 | 1.1 | 0.9 | 3.7 | 2.8 | 1.6 | 1.9 | 1.9 |
| イ | 8.8 | 4.4 | 3.2 | 3.9 | 4.0 | 6.7 | 5.4 | 5.9 | 4.1 | 7.2 | 4.0 | 4.4 | 4.4 | 3.1 |
| ウ | 22.6 | 13.5 | 13.2 | 16.9 | 17.3 | 18.9 | 17.1 | 20.1 | 12.9 | 14.4 | 12.9 | 21.4 | 14.4 | 13.9 |
| エ | 37.2 | 40.1 | 40.1 | 42.1 | 35.4 | 34.1 | 40.2 | 35.7 | 39.9 | 33.1 | 34.6 | 36.3 | 37.1 | 32.9 |
| オ | 27.2 | 40.7 | 42.0 | 35.1 | 41.0 | 37.5 | 35.5 | 37.2 | 42.3 | 41.6 | 45.7 | 36.4 | 42.2 | 48.2 |

- ア 全くそうは思わない
- イ そうは思わない
- ウ どちらとも言えない
- エ そう思う
- オ 強くそう思う

（水準） 期待される水準を上回る。

（判断理由） 第1期中間目標末期間に比べて、標準年限卒業者や成績上位層の学生が増えている（資料1-22、1-24）。また、授業アンケートによれば、高い評価の回答が多く、特に第1期中期目標期間末から学生の理解度・満足度ともに向上していることが分かる（資料1-25）。学生の主体的な学習を促す取組などが一定の成果をあげているものと思われる。

観点 進路・就職の状況

(観点に係る状況)

1) 卒業後の進路の状況

第2期中期目標期間における法学部の卒業生の進路は、資料1-26のとおりである。例えば2015年度で見ると、①19.9%が法科大学院、②25.3%が官公庁、③36.4%が民間企業で、この3つが主要な柱である。また、民間企業においては金融とメディアが目立つものの、各業界に幅広く進出している。上記3つ以外で重要な進路は、④公共政策大学院(1.9%)、⑤研究者養成大学院(3.7%)である。全体として、法学・政治学の専門知識を収めた学生を、その能力を発揮できる業界に広く送り出している。

法曹になるために司法試験を受験するには、原則として法科大学院を修了することが必要であるが、第2期中期目標期間において本学部を卒業して法科大学院に進学した者の数は、資料1-26のとおりである。例えば2014年度は91名、2015年度は75名に達している。特に、法科大学院の募集定員総数が減少している中、司法試験において優秀な成績を収めている本学法科大学院(2015年度の既修者合格率は64.2%)に進学するものが多い。

(資料1-26：法学部卒業生の進路状況)

| 卒業年度 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | |
|-------------------|-------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 卒業生数 | 398 | 425 | 407 | 409 | 390 | 376 | |
| 進学等 | 法科大学院等 (35.2%) | 140 (35.2%) | 131 (30.8%) | 124 (30.5%) | 114 (27.9%) | 91 (23.3%) | 75 (19.9%) |
| | うち 本学法科大学院 | 78 | 97 | 93 | 93 | 77 | 63 |
| | 公共政策大学院 (4.0%) | 16 (4.0%) | 16 (3.8%) | 13 (3.2%) | 10 (2.4%) | 12 (3.1%) | 7 (1.9%) |
| | 研究者養成 (4.8%) | 19 (4.8%) | 15 (3.5%) | 9 (2.2%) | 17 (4.2%) | 15 (3.8%) | 14 (3.7%) |
| | 学部・海外 (1.5%) | 6 (1.5%) | 5 (1.2%) | 6 (1.5%) | 9 (2.2%) | 6 (1.5%) | 7 (1.9%) |
| 就職 | 官公庁 (13.8%) | 55 (13.8%) | 59 (13.9%) | 73 (17.9%) | 71 (17.4%) | 75 (19.2%) | 95 (25.3%) |
| | 民間企業 (31.9%) | 127 (31.9%) | 147 (34.6%) | 135 (33.2%) | 137 (33.5%) | 143 (36.7%) | 137 (36.4%) |
| 自宅学習その他 (8.8%) | 35 (8.8%) | 52 (12.2%) | 47 (11.5%) | 51 (12.5%) | 48 (12.3%) | 41 (10.9%) | |

(6月卒業・9月卒業・12月卒業を除く)

民間企業業種別内訳

| 業種 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 |
|---------------|------|------|------|------|------|------|
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 建設業 | 1 | 0 | 1 | 2 | 4 | 2 |
| 製造業 | 18 | 23 | 19 | 11 | 19 | 16 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 3 | 4 | 1 | 7 | 0 | 4 |
| 情報通信業 | 9 | 23 | 17 | 7 | 17 | 14 |
| 運輸業、郵便業 | 8 | 8 | 9 | 8 | 9 | 8 |
| 卸売業 | 16 | 14 | 12 | 11 | 12 | 15 |
| 小売業 | 2 | 1 | 2 | 4 | 1 | 0 |
| 金融業 | 35 | 40 | 33 | 49 | 48 | 33 |
| 保険業 | 10 | 4 | 9 | 8 | 5 | 9 |
| 不動産取引・賃貸・管理業 | 3 | 2 | 4 | 2 | 4 | 7 |

| | | | | | | |
|-----------------|---|----|----|---|----|---|
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 4 | 4 | 2 | 4 | 17 | 9 |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 3 | 2 | 3 | 3 | 1 | 3 |
| 教育、学習支援業 | 2 | 3 | 1 | 4 | 1 | 0 |
| 医療、福祉 | 1 | 0 | 2 | 3 | 0 | 1 |
| 複合サービス業 | 3 | 5 | 3 | 5 | 0 | 4 |
| サービス業 | 5 | 2 | 5 | 2 | 3 | 3 |
| その他 | 4 | 12 | 11 | 7 | 2 | 9 |

2) 関係者からの評価

2003年に卒業生委員会が設置されて以来、卒業生名簿の作成・整備作業を本格化させ、また折に触れて各界における卒業生の評価を知るように努めている。とりわけホームカミングデイは、OBやOGの口から近年の卒業生に対する率直な評価を聴く格好の機会になっており、第2期中期目標期間中に実施した際にも、講義の質の高さを今後とも維持して各界において指導的地位に立つ人材を送り出し続けて欲しいという要望が多く寄せられた。

法学部卒業生の重要な進路である法曹界については、第2期中期目標期間においても、司法研修所の教員との定期的意見交換が貴重な場である。さらに、法曹界から招いている実務家教員は、当該分野に進んだ卒業生の資質や活動に関する情報をフィードバックする貴重なチャンネルとなっている。

(水準) 期待される水準を上回る。

(判断理由) 第2期中期目標期間においても、卒業生の進路状況は良好であり、法曹、官公庁、民間企業、大学院など幅広い進路先から法学部卒業生が受け入れられているという実績があり、これは法学部卒業生に対する高い評価を裏付けるものである。法曹・官庁・実業のOBやOGから公式・非公式に寄せられた卒業生に対する評価も概して高い。卒業生へのアンケート調査(資料1-28、P1-21)においても、高い評価がなされている。

Ⅲ 「質の向上度」の分析

(1) 分析項目Ⅰ 教育活動の状況

本学部では、従来から外国法や外国政治に関する科目を重視してきたが、第2期中期目標期間における取組としては、2014年度に東アジア・ビジネス法の専任教授（実務経験者）を採用したほか、2015年度には英米法担当の特任准教授（英国人）、2015年度に韓国法担当の特任准教授（韓国人）をそれぞれ採用し、外国法教育の強化を図っている。外国政治に関しても世界各国の政治状況を分析する特別講義をコンスタントに提供している。担当教員は、実務経験に立脚した授業、英語による授業、日本人教員と合同での授業など様々な方法を用いて、外国の法と社会に対する関心を促している。その結果、国際化に対する学生の関心も高まっているが、これは広い視野を持ち異質なものを理解する能力を養うという法学部の目標に添った改善と言える。卒業生からの聞き取りでも演習を含む科目の多様性や試験問題の質に対する評価は高かった。

また、学生が遭遇する学習上の障害に丁寧に対応する一方で、意欲と能力のある学生をさらに進んだ学習へ導く工夫として、第2期中期目標期間における取組としては、様々な演習の提供に加えて、休業中の自主学習のためのリーディング・リストの提示、進路（特に研究教育職）との関連での学習指導の強化などを行った。これは学生の自主性を育てつつ同時にきめ細かな指導をするという法学部の方針に添った改善である。

(2) 分析項目Ⅱ 教育成果の状況

授業科目の国際化の推進によって、学部学生の目がより強く世界に向けられるようになっており、本学部の留学支援とあいまって、全学交換留学に応募する学生は増大しつつある（資料1-27）。

（資料1-27：全学交換留学派遣者数）

| | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 |
|------|------|------|------|------|------|------|
| 派遣者数 | 制度なし | 1 | 5 | 9 | 4 | 15 |

英語による演習や外国人特任教員による演習のように、負担の重い演習であっても積極的に学生が参加している。例えば2015年度に開講された英国人特任教員による英語による演習には12人、韓国人教員による演習には20人が参加した。さらに、統計はないが、研究科内で開かれる外国人ゲストによる英語による講演やシンポジウムへの参加者も増大しており、これも国際化に向けた教育の成果である。

授業アンケートの結果を見ると（資料1-25、P1-18）、「授業は総合的にいって満足のいくものであった」かどうかという問いに「強くそう思う」と答えた者の割合は、2009年に平均34.0%であったのに対して、2014年には平均41.1%、2015年には45.2%に達しており、学生の満足度は一層高まっている。また、卒業生へのアンケート調査を見ても（資料1-28）、第2期中期目標期間を通じて法学部での教育を評価するものが多かった。

（資料1-28：卒業生アンケート（在学時の法学部における教育について））

| | 卒業年度 | | | | | | 全体 |
|------------|------|------|------|------|------|------|-----|
| | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | |
| 不満 | 0% | 10% | 0% | 0% | 0% | 0% | 1% |
| やや不満 | 14% | 0% | 5% | 6% | 0% | 7% | 5% |
| 何とも言えない | 14% | 40% | 16% | 6% | 7% | 20% | 15% |
| どちらかと言えば満足 | 57% | 40% | 53% | 56% | 54% | 40% | 49% |

| | | | | | | | |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 満足 | 14% | 10% | 26% | 31% | 39% | 33% | 30% |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|

(2016年3月～4月実施)

学習の成果が上がっているであろうことは、主観的な満足度にとどまらず、法科大学院進学者中に占める本学法科大学院進学者の割合（資料1-26、P1-19）の上昇にも表れていると言える。その割合は、期首の2010年には55.7%（140人中78人）であったのに対して、2014年には86.8%（91人中77人）、2015年には84.0%（75人中63人）となっている。